



環関地野許第22022211号
令和 4年 2月 22日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

関東地方環境事務所長 瀬川 俊郎



特定外来生物の防除について（確認（内容変更））

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第18条第1項の規定に基づき、貴殿の申請について下記のとおり確認する。

記

申請年月日	令和 4年 2月 9日
特定外来生物の種類	ナガエツルノゲイトウ オオバナミズキンバイ等
防除の区域	一級河川利根川水系 大堀川、大津川、手賀川、下手賀川、亀成川、弁天川、手賀沼、下手賀沼、長門川、北印旛沼、印旛水路、西印旛沼、鹿島川、高崎川、師戸川及び印旛放水路
防除の期間	令和04年02月22日から令和13年03月31日
防除の方法	陸上及び水上のナガエツルノゲイトウ及びオオバナミズキンバイ等について、根から丁寧に引抜き又は刈取りをし、回収する。陸揚げした外来水生植物は保管場にて乾燥させた後、処分場まで運搬し、焼却処分する。なお、作業中及び運搬中は飛散防止を図る。

